

國學院大學學術情報リポジトリ

伊豆国三嶋社に於ける社領の研究：
その形成と展開を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉永, 博彰 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000597

伊豆国三嶋社に於ける社領の研究 —その形成と展開を中心に—

吉永 博彰

1. はじめに—本論のねらいと社領研究史の整理—

神社ごとに創祀や成立の背景・経緯は異なるものの、神々が鎮まる神聖な処、換言すれば人々が神祇・神霊を奉斎する場である神社に於いては、先ず以て神々への祭祀・祭礼や神事を滞りなく斎行すること〈祭祀〉、また神々を祀る場に相応しい尊厳・風致を維持するため、社殿以下の境内景観を修造や清掃を通じて維持・管理すること〈管理〉、そして前項のように神社を管理・維持して祭祀・神事を支障なく執行するために、神社の経済基盤を整えて経営すること〈経営〉、という「祭祀」「管理」「経営」の三項目こそ、古代から現代に至るまでの神社に於いて、一貫した必要不可欠な事項であるといえるだろう。これらは神社ごとに、あるいは時代や地域によって在り方にこそ若干の差異が認められるが、神社としては一つとして欠くことのできない項目である。

筆者はこれまでに神道史学の見地から伊豆国三嶋社（現、三嶋大社・静岡県三島市大宮町鎮座）を対象として、その神社内組織や祭祀・祭礼に関する考察を試みてきた。上記項目の「祭祀」「管理」に相当するものである。しかしながら、為政者との関係や神社内組織を検討する手掛かりとして社領の寄進や配分を取り上げたことはあったものの、「神社経営」に視座を据えて社領を対象とする考察ではなかった。先述の通り、祭祀・管理を行い、神社組織を維持するためには経営基盤の存在が必要不可欠であり、神社の実態に即した歴史的展開を考える上で、「社領」は重要な研究テーマであることは言を俟たない。そこで本論は、神社史研究の立場から関連史料にみた三嶋社領の形成過程を読み解き、その実態や性質等の講究を主たる論述目的とするものである。

ところで、原秀三郎氏ほか現在までの先行研究によれば、三嶋社に於ける社領の存在は中世以降に認められるという¹。中世の神社、特に諸国一宮の社領構成について井上寛司氏は、中世諸国一宮の構造と特質に関する考察の一環として、従前の関連研究を整理・検討した上で論じている²。井上氏によれば、中世諸国一宮の社領に関しては従前に、

①小島鉦作氏が提起した「神社領知制」³の問題

②伊藤邦彦氏が提起した国衙免田の集積体としての典型的一宮の所領形態論⁴

という、異なる二つの視点から重要な問題が提起されてきたとする。①は社領が荘園の形による一円支配（一定のまとまった土地・地域を一元的に支配する体制）であったとする説で、②は社領が散在する国衙免田（課税を免除された田地）の集積体であるという説である。井上氏は対極的とも見受けられる前記二説の特徴と課題とをそれぞれ検討した上で、諸国一宮の事例分析に基づき⁵、一宮社領の基本構造は「一円的所領と散在所領（免田・祭礼料田）との組合せ（末社等も含まれる）からなるのが最も一般的で普遍的な形態であったと考えることができる」と整理されている。では、中世三嶋社の神領・社領とは、一体どのような様

相・構造であったのだろうか。

中世の神社制度が成立する中での国衙と一宮の関係について、井上氏は、

諸国一宮にとって各国国衙との関係は極めて重要であって、(中略) 造営や祭礼のいずれをとっても、国衙との協力・共同関係を抜きにしては一宮そのものが立ち行かないという極めて緊密な関係にあった(中略は本論筆者による)

として、一宮と国衙機構とが密接に連繋していたことを指摘する。

平安中期頃に伊豆半島南東部(賀茂郡)より国府の地(田方郡)へと遷し祀られたとされる三嶋社(現、三嶋大社)は、伊豆国の惣社・一宮とされ⁶、本より国衙に於ける祭祀の場として同機構との密接な関係が推定される。一方で、上記の「神社領知制」の問題から三嶋社領を鑑みると、(三嶋社の鎮座する)伊豆国府が置かれた田方郡内には、間宮荘・江間荘・天野荘・狩野荘等が散在してはいたものの、国衙の位地する府中域には私領・私的荘園が認められず、国衙の近隣を社地とする当社は「神社とその周辺が一個の荘園として編成されている」事例には該当し得ないものと考えられる⁷。なお小島氏は、神社領知たる荘園的・私法的管理とは異なる神社の事例の一つとして、「源氏の宗祀」である鶴岡八幡宮や箱根権現の名を挙げている。伊豆国三嶋社は将軍・源頼朝以来の武家政権と密接な関係にあり、鶴岡八幡宮や伊豆権現・箱根権現と共に、頼朝・鎌倉幕府によって幕府祭祀体制に組み込まれたことが指摘されているため⁸、当社もそうした非荘園的な領知の形態、あるいは先行研究に基づけば、散在所領(免田・祭料田)から成る神社であったことも想定できよう。よって三嶋社領の検討は、一神社の事例考証に留まらず、鎌倉幕府以降の武家政権による祭祀体制や神社政策を考察するに際して、その進展に資することができるのではないだろうか。

上記想定に関する具体的考証として、本稿ではこうした課題等を踏まえて中世三嶋社を主たる考察対象に据え、中世を通じて近世に至るまでの当社の経営的な基軸であった社領について、その形成と変遷、構造的な特質を中心に論じていく。

2. 三嶋社領の形成と源頼朝

〔1〕古代三嶋社の経済的基盤

中世以前、古代に於ける三嶋社の経営状況はどうなっていたのであろうか。古く奈良前期の天平10(738)年には伊豆国内で「神祭祀」齋行のための神戸(神社に付属する戸(住民集団の組織単位)、神戸の内から神祭祀を担う「祝部」が選定されることがある⁹)が二処あり(「天平十一年伊豆国正税帳」¹⁰)、神名・神社名を示す記録はみえないものの、そのうちの一处は三嶋神に割り当てられていたことが推察されている¹¹。対して、神名が明記された形での三嶋神の経営基幹が確認できるのは奈良後期のことであるとされ¹²、天平宝字2(758)年10月2日に9戸、同年12月に4戸、合わせて13戸の神封(神祭を担った封戸・公民戸の意)を受けていた(『新抄格勅符抄』第十卷抄「神事諸家封戸・大同元(806)年牒神封部」¹³)。平安期以前にはこうした伊豆国内で定められた神戸・神封に支えられる形で祭祀が営まれていたと知れよう。

その後、平安前期には「三嶋神料」として稲束二千束が定められ(『延喜式』主税上・伊豆国正税公廩¹⁴)、当社の祭祀に要する神料が伊豆国正税より支給されていた。公地公民を軸とした律令制下に於いて三嶋社は、奈良期には神戸・神封を運営の基盤としていたが、平安前期頃までには、こうした神料・正税の内から支弁される料物を以て経営されていたのである。

一方で、平安中期以降は全国的に荘園が著しく増加し、荘園と公領とを中心にした土地支配の構造が広がる社会体制の中で、研究史でも提示されるような荘園の形による「神社領知」が一部で展開することになる。住民の集団や住民が納める料物等を中心とする経営基盤が、土地そのものを基幹とする形態へと転換し、運営の拠り所が領域的な広がりをもせていくのであるが、管見の限り、伊豆三嶋神の祭祀と社の維持を支えた経営基盤たる所領（神領・社領）や料地の存在は、同時期の関連史料に確認できない。続けて、中世以降の社領をめぐる状況についてみていこう。

〔2〕源頼朝と三嶋神領・社領の形成

三嶋社の神領・社領の記録上の初見は、先学諸氏による指摘の通り¹⁵、以下に掲げた【史料1】治承4（1180）年8月19日「源頼朝袖判下文」であると考えられる。

【史料1】「源頼朝袖判下文」〔三嶋神社文書〕¹⁶

（花押）

下 留守所在庁等所
補任 三藺川原谷郷沙汰職事
宮盛方
右彼郷者、三多大明神寄進畢、
者郷民等宜承知、勿違失、故下、
治承四年八月十九日

上記の下文（くだしぶみ・上位者（組織）から下位者（組織）へと出された文書及びその形式）によれば、「宮」（三嶋宮の意か）盛方を「三藺川原谷郷沙汰職」に補任する形で「三藺」と「川原谷」の両郷を「三多大明神¹⁷」に寄進し終えたので、同地の郷民などはそのことをしっかりと承知して違失（決定に背反）することがないように、との指示を、源頼朝が留守所在庁等を宛所として下したという。本文にみえる「三藺川原谷郷沙汰職」とは、三藺郷と川原谷郷に於ける沙汰（諸事の管理・執行）を担う職（職務とその得分）を表したものであろう。「三藺」郷（現、三島市御園）は三嶋社の南5km弱付近に当たり、「川原谷」郷（現、三島市川原ヶ谷）は、当社の東方僅か1kmから北西9kmにかけて広がる地域である。頼朝による三藺・川原谷両郷の寄進は、史料に確認できる社領の初見として一定の意味を持つことから、上記下文の記載内容に関する検討を試みたい。

まず、下文の発給日である治承4年8月19日前後の状況について、既に広く知られるところではあるが、『吾妻鏡』に基づき改めて整理しておこう。同書冒頭部、発給に先立つ同年4月9日付で、後白河法皇の皇子・高倉宮以仁王が平家追討の命令書、いわゆる「以仁王の令旨」を「東海東山北陸三道諸国源氏并群兵等所」宛に下し、清盛以下に対する決起を促したという。頼朝は同月17日に伊豆国北条館で受け取っている。ところが、間もなく令旨の一件が平氏方に露見したことから以仁王側は態勢が整わない内での蜂起を迫られ、結果として平氏方の追討を受け、5月26日に以仁王や与した源頼政らは敗死してしまった¹⁸。

その後、下文発給の2日前となる8月17日夜、頼朝は遂に平家打倒の挙兵に及ぶ。平氏政権の権威を背景に伊豆国内で大きな権勢を振った伊豆目代の散位平兼隆（前廷尉、山木判官と号す）¹⁹ならびに、その後見である伊豆権守堤信遠²⁰を討つに至ったのである。同日に

行われた三嶋社神事を拜するために兼隆郎従の多くが三嶋社を参詣し、その後も黄瀬川宿に逗留していた間隙を突いての襲撃であるという。なお、頼朝自身は神事に先だって、安達藤九郎盛長を使いとして当社へと幣帛を奉っている²¹。その後、発給日たる19日については『吾妻鏡』同日条に、

兼隆親戚史大夫知親。在_レ當國蒲屋御厨_ニ。日者張_レ行非法_ニ。令_レ惱_レ乱土民_ニ之間。可_レ停_レ止其儀_ニ之趣。武衛令_レ加_レ下知_レ給。邦通爲_レ奉行_ニ。是關東事施行之始也。其状云。

下 蒲屋御厨住民等所

可_レ早停_レ止史大夫知親奉行_ニ事

右。至_レ干東國_ニ者。諸國一同庄公皆可_レ爲_レ御沙汰_ニ之旨。親王宣旨状明鏡也者。住民等存_レ其旨_ニ。可_レ安堵_レ者也。仍所_レ仰。故以下。

治承四年八月十九日

と記載される²²。同日記事の主旨については以下のように整理できよう。

- い) 兼隆の親戚である史大夫中原知親²³の蒲屋御厨（現、静岡県賀茂郡南伊豆町・同下田市）における奉行（政務の執行）を、張行（非法）を理由に停止させ、代わって藤原邦通に奉行させる旨を、頼朝が当地の住民たちに下知した。
- ろ) そうした下文を蒲屋御厨の住民等に宛てて頼朝が下し得る根拠は、「親王宣旨」の書状に「至干東國者。諸國一同庄公皆可爲御沙汰之旨（東国ではどこの諸国でもみな、庄（荘）園・公領ともに頼朝が沙汰をすべし）」²⁴とあってはっきりとしている、とする。
- は) 『吾妻鑑』ではこの非法停止と邦通の奉行をして「是關東事施行之始也」と表し、これが頼朝による関東の事の施行始め、即ち東国支配の始まりであると評している。

上記のごとく伊豆国内での平氏方の施政権を停止するとともに、この間には、（頼朝旗下の）参集した勇士が往還道としたことに伴う多くの狼藉を訴えた走湯山（現、伊豆山神社）の衆徒等に対し、自筆の書状を遣わして、宥めて所領の寄進を約している。

なお、こうした東国での施行の始めとして蒲屋御厨住民等に宛てた袖判下文やその根拠たる「親王宣旨状」の引用文、【史料1】「源頼朝袖判下文」に関しては、これまでに多くの研究者の注目を集め、古文書としてはそれぞれ真偽に疑問が寄せられているところである²⁵。ただし、頼朝の挙兵が三嶋社神事の日に決行されて成功に至るが、その神事に先だって幣帛を奉納していたこと、頼朝麾下には三嶋明神を崇敬する伊豆国出身の武士が多く含まれていたこと、などを併せて鑑みると、挙兵成功の謝恩と以降の武運の祈念を目的に、頼朝による最初期の政策の一環として三嶋社に対する神領寄進が行われていたものと考えられよう²⁶。

ところで、平治の乱後に解官・伊豆国へ配流となり、前右兵衛権佐（武衛）ではあっても流人に留まる頼朝が、伊豆国衙での実権を掌握し、留守所在庁等や蒲屋御厨住民等に対して上記のような命令書を発給し得たのはなぜであろうか。

源頼朝による東国の国衙機構の掌握については、石井進氏の研究により既に明らかにされるところではあるが²⁷、発給し得た理由を読み解く手がかりは、同時期の伊豆国内の状況にあるものと考えられる。「以仁王の令旨」の奉者として「前伊豆守正五位下源朝臣」とみえる源仲綱は、挙兵の失敗によって父・頼政と共に5月26日に自害し²⁸、翌6月29日には伊豆

知行国主となった平時忠の猶子・時兼が弱冠15歳ほどで伊豆守（遥任国司）に任じられているが²⁹、その二ヵ月も経たない内に平氏權益の現地代弁者たる目代・平兼隆ならびに権守・堤信遠が、前述の通り頼朝の挙兵に際して共に討たれている。よって、同時期には中央（朝廷・平氏政権）の意向を受けて伊豆国衛の権限行使を判断し得る、主たる受領国司・目代が不在³⁰であったものと考えられる。

一方で工藤（狩野）氏や北条氏をはじめとした、伊豆国内の在庁官人・在地勢力たる武士層が頼朝に与しており、換言すれば国衛・留守所の責任者たる目代や受領の空席時に、頼朝は「親王宣旨状」を根拠として、（挙兵に際して麾下に加わった）国衛の実務を担う主たる在庁官人層を通じて同機構を掌握し得たとも考えられる。三嶋社への社領寄進を表した下文の宛所が留守所の「在庁等」とされていることから、そうした実効支配の過程を見て取ることができよう。

〔3〕三嶋社領の拡充と整備

頼朝より寄進された三箇・川原谷両郷については、以下の『吾妻鏡』の記載からも窺える。

【史料2】『吾妻鏡』治承四年十月廿一日庚子条³¹

秉燭之程御湯殿。令_レ詣_三三島社_一給。御祈願已成就。偏依_三明神冥助_一之由。御信仰之餘。點_三當國內_一。奉_レ寄_三神領_一給。則於_三寶前_一。令_レ書_三御寄進状_一給。其詞云。

伊豆國御園 河原谷 長崎

可_三早奉_一免敷地三島大明神_一

右。件御園者。爲_三御祈禱安堵公平_一。所_三寄進_一如_レ件。

治承四年十月廿一日

源朝臣

これによると、最初の社領寄進から凡そ二ヵ月後の同年10月21日、秉燭の程（夕刻）に身を清めて三嶋社へと参詣した頼朝は、既に「御祈願」が成就したのは偏に三嶋明神の冥助に依るものであるとし、その信仰が深い余りに、伊豆国内にて同社へ神領を寄進したとされる。さらに、寄進に当たっては宝前（神前）に於いてその寄進状を記したという。引用された寄進状の内容については、伊豆国「御園」「河原谷」「長崎」を三嶋大明神の「敷地（社領）」として速やかに「奉免（寄進）」する、というものであり、特に御園の地は、「御祈禱」の効験によって「安堵公平」するために寄進するところである、とみえる。文脈上、ここでの「安堵公平」の語義は定かでないが、安心して気持ちに偏るところがない、といった意であろうか³²。また、先記の「源頼朝袖判下文」にその名がみえる御園・河原谷両郷と共に、三嶋社の南東6km余りに当たる長崎郷（現、伊豆の国市長崎）の地も、当社へ寄進されたものと知れる。

なお、本条にみた三嶋社への社領寄進の状況であるが、参詣前日の20日には甲斐源氏の活躍もあり、富士川合戦にて平維盛・忠度・知度等が率いる平氏方の軍勢を撤退に至らしめることに成功する。続く21日には小松羽林（維盛）追攻のために上洛を命じようとするが、千葉常胤・三浦義澄・上総広常等の諫言もあって、まずは東夷（平氏方の佐竹氏）を平定して後背を固めてから関西へ至るものとし、頼朝は黄瀬川に宿所を遷している³³。同日、参陣した弟・義経と対面があったとされる「御旅館之砌」（現、〈対面石〉八幡神社・駿東郡清水町）

から三嶋社へは僅か3km足らずの距離である。頼朝による三嶋社参詣と社領寄進状の筆書は、富士川合戦での大勝直後、東国平定と上洛を後に控えた重要な時機に行われたものであり、「御祈願」の「成就」とはまさしく前日の富士川合戦での勝利を示し、その謝恩に基づく行為であったと考えられよう。

上記の寄進された神領のうち特に河原谷郷については、関連した古文書も伝えられている。

【史料3】「源頼朝下文」〔三嶋神社文書〕³⁴

下 伊豆国川原谷郷沙汰人等
可為早当郷内致沙汰(畑)黍波多事
右件所者、先例川原谷郷
内也、早為三嶋太明神御領、
無他妨可致沙汰之状如件、
治承五季七月廿九日
源朝臣（花押）

治承5（1181）年7月末、前年に宮盛方が補任された川原谷郷沙汰職に基づくものか、同郷内での「黍波多（畑）」の沙汰（貢租の徴収に関するものか）については、速やかに「三嶋太明神御領」として他の妨げもなく取り計らうよう、沙汰人等に対して頼朝が命を下したものである。川原谷郷では当社領としての権益が改めて安堵されていたことが具体的に読み取れる。また、直接所領に連繫したものではないが、同時期の頼朝と三嶋社の関係は以下の史料からも窺い知れる。

【史料4】「源頼朝袖判下文」〔三嶋神社文書〕³⁵

（花押）

下 伊豆国留守所
可早免除三嶋宮色掌人伍
人在家役雑事
右色掌人在家雑事、可令
免除之、且為御祈禱也、仍
所仰如件、故下、
治承七年三月十七日

上記の下文は頼朝が伊豆国留守所に宛てたもので、三嶋宮の色掌人（職掌人、神社の下級職員）の称）5人の「在家役雑事」（家宅に賦課された税）を免除しつつ、「御祈禱」をさせるように命じ伝えたものである。三嶋宮での祈禱執行と引き換えに下級社官の税を免除する、即ち経済的な保障を通じて信仰的な加護を得るという、頼朝と三嶋社との密接な関係が改めて読み解けよう。そして、頼朝期の三嶋社領に関する最も詳細な記録が、以下の記事である。

【史料5】『吾妻鏡』文治元年四月二十日癸酉条³⁶

○廿日癸酉。今日。迎_レ伊豆國三嶋社祭日_一。武衛為_レ果_二御願_一。被_レ寄_二附當國糖田郷於彼社_一。而先_レ之。御奉寄地三ヶ所有_レ之。今已為_二四ヶ所_一也。相_二分之_一。以_二河原谷三藪_一。募_二六月廿日臨時祭料所_一。被_レ付_二神主盛方_一。〈号_二東大夫_一。〉以_二糖田。長崎_一。為_レ八月放生会〈二宮八幡宮。〉料所_一。被_レ付_二神主盛成_一。〈号_二西大夫_一。〉是皆北條殿

御奉令_施行_給〈云々〉

※異体字は常用漢字に改め、割注は〈〉内に示した。

文治元（1185）年4月20日、三嶋社の祭日を迎えるに当たり、「武衛（頼朝）」が「御願」を果たしたため、三嶋社の南東6 km余りに位置する伊豆国糠田郷（現、伊豆の国市原木周辺）が新たに当社へ寄附された。そして既に寄進されている三園（御園）・河原谷・長崎の三ヶ所と糠田郷とを合わせて四ヶ所とした上で相分し、河原谷・御園の二郷は六月廿日臨時祭の料所に充てて神主盛方（東大夫）に、対して糠田・長崎の二郷は二宮八幡宮の八月放生会の料所に充てて神主盛成（西大夫）に、それぞれ寄附したという。その実施については北条殿（時政）が担当したとみえる。盛方（東大夫）と盛成（西大夫）との関係は既に整理しているため、本論では改めて触れないが³⁷、本条からは、祭祀・神事の料所に充てるという社領寄進の目途、三嶋社領の在り方が頼朝によって改めて示されたものと理解される。

この文治元年の記事以降、源頼朝治世下での社領関連の記録は、関連史料ならびに『吾妻鑑』ともに認められない。旗揚げ以来の加護への感謝ならびに政権安泰の祈念を軸とする三嶋明神への信仰を背景に、頼朝の意向を反映して進められた料所の寄附と配分を起点とし、中世三嶋社は経済的な安定を保障されることとなる。以後はそうした料所を基盤に祭祀・神事を斎行し、神社の経営が図られたと考えられる。まさに、頼朝による一連の社領寄進と保護こそが、中世三嶋社領形成の画期になったことが改めて窺い知れよう。

ところで、上記のような頼朝寄進の三嶋社領は、当社東に広がる河原谷郷を除き、御園・長崎・糠田の三ヶ郷とも当社南方5～7 km程の地域に位置している（【図1】参照）。

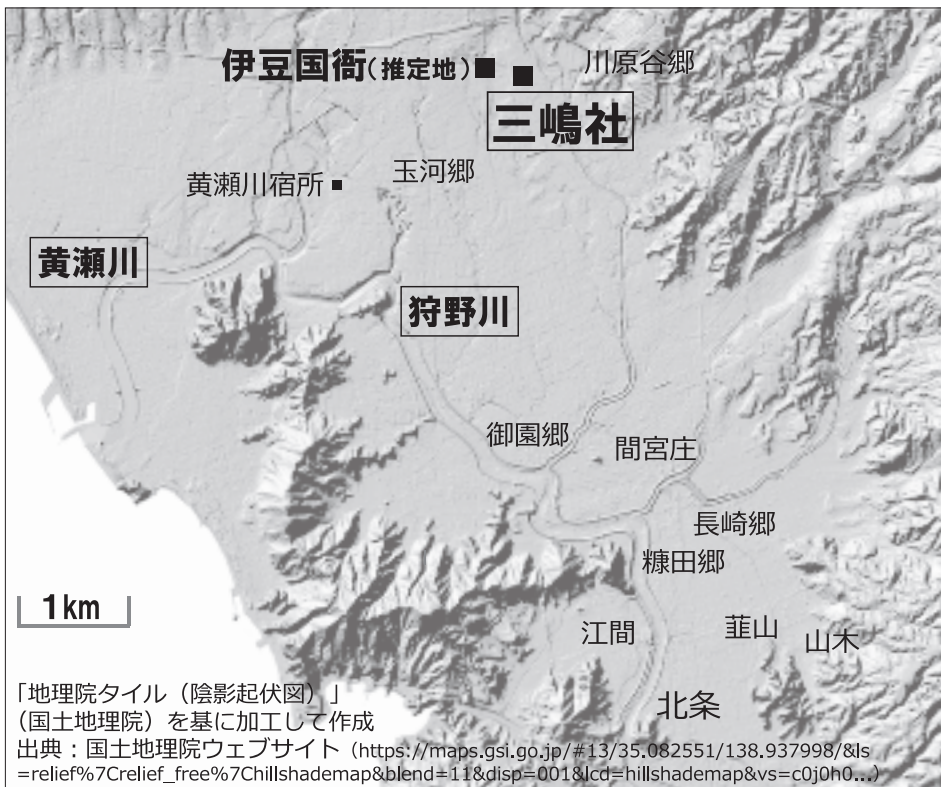


図1 三嶋社領（中世前期）の分布および関連地

こうした伊豆国府南域（三島市の南端部）の「郷（＝国衙領）」が料所として充てられたことは、初期三嶋社領の構造的特徴の一つであるといえる。

国府も置かれた田方平野を除けば、山がちな地形の伊豆国では農耕地たる平地が限られており、国府に近い間宮庄（現、田方郡函南町間宮）は既に走山湯へと寄進され³⁸、また同平野中部から南部、狩野川流域の沖積平野を中心とした狩野庄は、工藤（狩野）氏や田代氏、天野氏等の、頼朝に旗揚げ以来与した武士たちの拠点であった。さらに間宮庄の南、狩野庄の北に広がる北条（現、田方郡函南町肥田・伊豆の国市原木／同四日町／同寺家の付近）と江間（伊豆の国市北江間・南江間付近）一帯は、言わずと知れた北条氏本拠・名字の地とされる。元より、伊豆の国衙祭祀の場・惣社たる三嶋社の神料が国衙収入より賄われていたのは前記の通りであって、さらには麾下の御家人たちの在地での権益・得点を損なうことなく三嶋社へと社領・料所を寄進するとなれば、田方郡北部、国府南域の国衙領を以て宛行うのが、最も妥当な判断であったものと見受けられる。

次に、三嶋社領の具体的な管理の実態についての考察を試みたい。

3. 神主家による三嶋社領の管理 ―鎌倉前期の事例―

鎌倉前期から同中期にかけての三嶋社に於ける、具体的な社領構造・管理を具体的に読み解く手掛かりとなる史料に、下記の安貞2（1228）年3月30日「關東下文案」がある。

【史料6】「關東下文案」〔伊豆三嶋神社文書〕³⁹

下 三嶋宮領伊豆國玉河郷住人

可早爲地頭伊豆局沙汰散田事

右、當郷者、元久二年閏七月、被寄進當宮之間、於郷司職者、盛重神主知行來之處、承久二年二月、伊豆局補地頭之日、盛重依爲彼局舎弟、内々申付代官職之間、盛重・光盛・盛忠等皆爲代官、一向沙汰來歟、而今地頭与久盛向背之刻、地頭屋敷二町七段大之外、不可相交他事之旨、久盛張行之由、地頭所訴申也、然者一向沙汰之時、与各別知行之、今爭無差別哉、早且任傍例、於散田者、可爲地頭之沙汰、至所當收納者、可爲郷司沙汰也、兩方可存此旨之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

安貞二年三月卅日

武藏守平（花押）

相模守平（花押）

本史料は「武藏守平（執権・北条泰時）」と「相模守平（連署・北条時房）」から、宛所である三嶋宮領の「伊豆國玉河郷住人」に対して、「可早爲地頭伊豆局沙汰散田事」即ち、地頭である伊豆局に速やかに散田を沙汰させるように下されたものである。先ず記載内容を整理すると、

- ・頼朝の没後程ない元久2（1205）年閏7月、三嶋宮から南西1.5km余りの玉河郷（現、三島市玉川・同富田町付近）が当宮に寄進されると、郷司職を神主・盛重が知行してきた。
- ・承久2（1220）年2月、伊豆局が新たに地頭に補任された日、盛重が伊豆局の舎弟（実弟）であったことから内々に代官職を申し付け、その後も盛重・光盛・盛忠等が皆代官

として一切すべてを取り仕切っていた。

- ・地頭である伊豆局と久盛とが向背（不仲）となり、地頭屋敷2町7段大その外に関して、本来であれば他者に干渉されるべきでない地頭の直轄地にもかかわらず、郷司の久盛が張行（強引に差配）した事を地頭（伊豆局）が訴え出た。
- ・両者の争い対して幕府は「鎌倉殿（将軍・藤原頼経）」の仰せの形を以て、玉河郷の散田は地頭（伊豆局）の沙汰とする一方、所当（賦課された税）の収納（収入）は郷司（久盛）の沙汰にする、との形で裁定した。

以上のような本下文の発給目的と経緯が見て取れる。なお、『吾妻鑑』では、元久2年7月に将軍・頼家の不予や薨去、その後の実朝の聴断政道の開始などを載せ、寄進が実朝による治世始めと同時期であることがわかるが、閏7月に関する記事はみえず⁴⁰、同様に承久2年2月⁴¹・安貞2年3月⁴²とも当該関連記事を確認することはできない。

また本文書には複数の人名が記されているため、神主家系譜・系図を基に人物関係を整理しておく⁴³。

盛重：三嶋宮神主、玉河郷の郷司職（国衙領たる郷の管理を担う行政職およびその得分の称）。東大夫の伊豆盛方（【史料5】参照）嫡子。在職期間は建仁2（1202）年から承久3（1221）年までの20年。職を辞した同年7月に没したとされる。その前年に姉・伊豆局が玉河郷の地頭に補任されたことから代官とされ、実務を取り仕切る事となった。

伊豆局：盛方の長女、盛重の実姉。承久2年2月に玉河郷の地頭に補任された。弟・盛重の就任年より、父の死去に伴う相続ではなかったとも考えられる。後、寛元3（1245）年10月2日に没したとされる。「局」の称から、伊豆氏出身の高貴な女性であったと推察できる。また他の盛方女子は尻付に嫁ぎ先が記される一方、伊豆局にはみえないため、あるいは御台所女房といった、幕府・将軍家に仕えた女性であったのだろうか。勤めを退いた後、生活のため同人一代に限り、弟が郷司職を務める玉河郷での地頭職に補任されたのかも知れない。

久盛：盛重次男。承久3年、父・盛重の逝去に伴い9歳で神主職を継ぐことになるが、幼年につき、叔父・道盛と従兄弟の盛忠が暫く代官を勤める。神主としては安貞2（1227）年から寛喜3（1231）年までの4年間在職していた。文永6（1269）年、50歳にて没したとする。

光盛：不詳。盛光では世代が大きく異なるため、「道盛」の誤記あるいは同人の別称とも考えられる。道盛は盛方次男で、伊豆局と盛重の実弟。兄・盛重の没後、幼い甥・久盛の代官として、承久3年から元仁元（1224）年までの4年間、神主職に在った。同年12月29日に51歳で逝去。

盛忠：道盛嫡子。父・道盛の死没により元仁元年から安貞2年まで5年ほど代官として治世に当たる。従兄弟の久盛が寛喜3年に職を辞すと、神主に補任され、弘長元（1261）年に至るまで30年あまり在職している。同年9月3日に没したという。

上記のような形で人物関係を整理した結果、下文案にみえる地頭と郷司との相論は、その実、伯母・伊豆局と甥・久盛との争いであることが改めて確認できた。

玉河郷の郷司職は元々、久盛の父・盛重が知行しており、下文の出された安貞2年には久盛が神主職を継承しているため、併せて郷司職も受け継がれたものと考えられる。久盛が伊豆局の地頭屋敷ほかへの干渉に及んだのは、継承から間もない時期のことであるが、伊豆局と久盛との関係が悪化して争論に至り、裁判にまで及んだ事由を、本状からは見て取れない。

ここまでの考察に基づき、中世三嶋社領の管理の実態について整理してみよう。

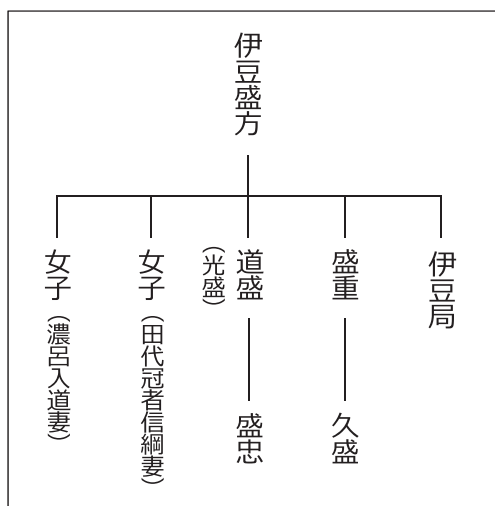


図2 鎌倉前中期の三嶋神主家の概系図

- ・三嶋宮神主は玉河郷の郷司職に任じられる形で、当社に寄進された社領を知行(管理・支配)していた。即ち、玉河郷の事例からは、三嶋宮領の一部が国衙領の内より充てられ、神主は国衙の行政職である郷司に補任されることで、社領の知行を行うことができた。
- ・三嶋社領玉河郷では郷司と地頭が並置された。地頭とは元来、検察と収取の職権を有する所職であるが、同時期の当郷に在っては伊豆局の内々の代官として、郷司職である弟や甥に地頭の実務が委ねられていた。よって、名目上の地頭である伊豆局には、久盛が地頭屋敷ほかへと干渉に及ぶに至っても、それを退けるだけの實力は有しておらず、幕府へと訴え出ざるを得なかった。
- ・三嶋社領・玉川郷に於ける地頭と郷司の各職権については、幕府により散田（ここでは、地頭屋敷に付属する散在した田地の意か）は地頭（伊豆局）の管轄とされたのに対して、「所當（賦課された年貢・公事）」収納、即ち在地の管理権・支配権が郷司（久盛）である神主方に属することが、改めて幕府より公認されたものとみられる。この点は飽く迄、伊豆局が内々に地頭の代官を郷司である親族に委ねていたという玉河郷ならではの事情にも起因すると考えられる。

これまで論じてきたように、「關東下文案」は伊豆氏内の争論をめぐる裁定結果を示した書状であるが、その一方で同時に、鎌倉前期から同中期にかけての三嶋宮神主による社領支配に係る構造・管理実態の一面を読み解ける史料であるともいえよう。郷司は伊豆国司より補任される行政官であり、当社神主はそうした伊豆国衙機構の一端に属することで、社領とされた国衙領における行政権を獲得し、実質的な在地領主として実務を執ることが可能であったのである。

なお、当社領に於ける地頭の事例については外に、三藪郷では弘安4（1281）年まで置かれていた地頭職が廃止されて当社の「一向可為私領」（壬七月廿七日付「北条時宗地頭職停止状」）となり、さらに三藪郷や玉河郷、川原谷郷では「三島社神職家が荘園領主的存在」であったという奥富敬之氏の指摘もある⁴⁴。

鎌倉中期から同後期にかけて、当社神主は伊豆国衙領に於いて在地領主的な役割を果たすことで、宛われた社領の管理・経営を図ったが、補任権者たる国司との関係については定か

でない。文治元（1185年）年8月に当時の「関東御分国（頼朝知行国）」の一ヶ国として山名（新田）義範が国守に任じられて以降⁴⁵、神主・盛重を郷司職に補任した当時の伊豆守が誰であったかは定かでないが⁴⁶、久盛の就任前年となる安貞元（1227）年には、駿河と伊豆の国役（国司の賦課する租税・諸役）がともに「武州（泰時）分」とされており⁴⁷、当時の伊豆国は執権・泰時が国司として知行するところであった。また鎌倉時代を通じて伊豆守護も北条氏家督とされており⁴⁸、さらには鎌倉後期の川原谷郷が得宗家被官領であったとの説も鑑みると⁴⁹、三嶋社神主は郷司として伊豆国衙機構の一端に属していたが、同時期には実質⁵⁰、北条氏の保護と監督の下で、祭祀や神事を滞りなく斎行するために、その料所たる社領の管理・経営に当たっていたといえるのではないだろうか。

4. 鎌倉時代以降の中世三嶋社領の展開と終焉

〔1〕南北朝・室町期の三嶋社領

上記の玉河郷を例として、鎌倉前期から同中期にかけての三嶋社領の構造と管理を中心に検討を試みた。続けて、鎌倉期以降の三嶋社領を確認する。その全てを網羅するには至らないが、南北朝期～室町中期頃までの三嶋社領・料所の関連事項を整理すると、凡そ下記の通りである。社領に係る体制との関わりを考えるにあたって参考とするため、役職等は【 】内に記した。また典拠とする史料は『静岡県史』資料編6巻⁵¹中の番号を以て表示している。

〔南北朝・室町期の三嶋社領の概要一覧〕

- ① 建武元（1334）年8月15日、【三嶋社正神主】盛親の訴えを認めて、足利尊氏が【伊豆守護代】石塔義房に対し、北中村（現、三島市中付近）・安富（同安久か）・鶴喰（同鶴喰）・糠田以下の神領に於ける濫妨を禁止するよう命じる（資6-48）。同年9月には伊豆国狩野庄三福郷（現、伊豆の国市三福）内の田5町と在家1字が【伊豆国目代】祐禪から、同10月には駿河国土狩郷（現、駿東郡長泉町上土狩・中土狩・下土狩）内の田3町と畠1町が【伊豆守護代】石塔義房から、それぞれ打渡されている（資6-57・59）。同郷の田畠は、前年2月に尊氏より寄進されたものである（資6-33）。
- ② 建武2（1335）年12月11日、尊氏が長崎郷を伊豆三嶋大明神へ寄進（資6-103）。
- ③ 建武3（1336）年9月8日、【三嶋社正神主】盛親の訴えにより、社領である北中村・安富・鶴喰・糠田以下の社辺敷地については押妨狼藉を禁止し、下地（収益のある土地）は社家の沙汰とするよう、【伊豆国目代】祐禪に対して命が下された（資6-132）。
- ④ 延元3（1338）年正月7日、【権中納言兼陸奥大介鎮守代將軍】北畠顕家が、天下泰平と所願成就のために安久郷（現、三島市安久）を寄進（資6-190）。
- ⑤ 暦応2（1339）年7月16日付で【將軍】足利尊氏から蒲谷御厨内の田牛村（現、下田市田牛）が寄進され、翌3（1340）年11月19日付で施行等の旨も出された、とする【神主前伊豆守】盛平の申訴に基づき、後の応永13（1406）年6月23日、尊氏の寄進状を重くみた【伊豆守護】上杉憲定から田牛村の事が改めて認められ、翌閏6月15日付で【守護代】寺尾憲清から打渡された（資6-1376・1377）。
- ⑥ 貞和3（1347）年3月27日、御供料所たる伊豆国郡宅郷（現、三島市三好町付近）内の名田9町8段大が【伊豆国目代】祐禪から打渡される（資6-359）。同地は観応元（1350）年12月から翌2年11月にかけて【伊豆守護代】石塔義房より三嶋社・社家へと返付された（資6-420・421・432）。
- ⑦ 観応2（1351）年11月13日、鎌倉府から神領と諸堂免田の返付が認められ、同16日付で駿河国土狩郷内三嶋宮御神田（田3丁・畠1丁）が元の通りに打渡された（資6-451・452）。

- ⑧ 延文6（1361）年6月、三嶋社領とする伊豆国郡宅郷の土地が相続により一時闕所となっていたが、元のように社家の管領（管理・支配）とし、御供田および御子（巫女）・神官・職掌以下の給分、残りは修理料とすることが【伊豆守護】畠山国清から認められる。さらに、国清の注進によって【鎌倉公方】足利基氏からも、闕所地や名田など同郷を「一円神領」として御供及び御子・神官・職掌（以下の給分）、修理料所とするよう寄附された（資6-621・622）。後の永徳2（1382）年9月25日には、大仏寺に渡されてしまった同郷内の「市原（現、三島市大社町か）在家」を、この時の寄進状に基づき三嶋社の社家に返すよう、【鎌倉公方】足利氏満から【伊豆守護】上杉憲方へと伝えられている。さらに憲方から【守護代】大石能重へと施行され、【守護代】能重から打渡状が出されている（資6-993・994・995）。ただし「市原在家」をめぐるでは以降も鎌倉の大仏寺と相論に及び、応永4（1397）年9月9日には文書を携帯の上で参府する命が、【守護代】寺尾憲清から【神主】盛平へと伝えられ（資6-1219）、翌年閏4月28日に大仏寺の敗訴が【鎌倉公方】氏満より伝えられた（資6-1231）。
- ⑨ 康安2（1362）年4月25日、【鎌倉公方】足利基氏が矢田郷（現、三島市谷田付近）の郷司職及び名田（畠山国清跡）を天下安全と武運長久のために三嶋社へと寄附し、その寄進状に従い、下地を社家に沙汰させるよう、【関東管領】高師有から【伊豆守護】高坂氏重へと伝えられている（資6-638・639）。
- ⑩ 永和元（1375）年9月4日、寄進状に従い【管領】細川頼之より三嶋社領の長崎郷を安堵するよう【関東管領】上杉能憲に伝えられ（資6-898）、10月2日には【将軍】足利義満から【鎌倉公方】氏満に対しても、長崎郷と田牛村の打渡しを厳密に施行するよう伝えられている（資6-899）。同4（1378）年9月6日、【三嶋宮神主】の申訴に基づき、武蔵国小栗郷（現、埼玉県児玉郡美里町）については沽券（売却書類）への背反と押領を止めさせて社家代官の沙汰とするよう、【鎌倉府奉行人】による連署奉書を以て【上杉氏家臣、武蔵守護代か】長尾景守へと伝えられ、景守によって永和4（1378）年11月4日付で【社家代官】に沙汰させるよう遵行状が出されている（資6-933・936・937）。
- 小栗村については4年後の永徳2（1382）9月9日にも、【三嶋宮神主長門前司】盛直の申訴を受けた【鎌倉府奉行人】の連署奉書を以て、【武蔵守護代】大石道守に上記と同様の命が伝えられており、それを受けて12月15日付で、道順（遵=守、大石道守を表すか）より年内は日がないため翌春早々に行うことが【神主】長門守（盛直）へと伝えられた（資6-991・992）。翌3年10月13日には【関東管領】上杉憲方から【守護代】道守宛に、相論に関連した双方の書状に係る指示が伝えられた（資6-1003）。
- ⑪ 応永7（1400）年12月9日、「政所料所」である伊豆国稲梓郷愛玉下村（現、下田市相玉）を「三嶋宮二季御祭御神宝物代所」として預け置くところであることが、【鎌倉府政所執事】二階堂氏盛の奉書により【三嶋伊豆守（神主）】に対して保障され、（資6-1282・1283）、翌8（1401）年正月22日には同地を三嶋神領と定めて「三嶋（伊か）豆守殿」代官に打渡した（資6-1284）。同年3月24日、【鎌倉公方】足利満兼が愛玉郷を改めて三嶋宮へ「二季祭礼神宝物要脚」として寄進している（資6-1289）。愛玉（相玉）村は、翌9年8月に、【伊豆守護代】寺尾憲清から【三嶋宮東大夫】宛に、山木郷内の田5町と併せて打渡されている（資6-1312）。そして、応永22年11月9日、【伊豆守護】上杉憲基が不断護摩料所として稲梓郷（現、下田市現相玉／横川一帯）の地（土屋近江五郎入道跡一円、除諸子分）を寄附すると、その旨が同日付で【上杉家奉行人】から【守護代】寺尾憲清へと伝えられ、同15日に【守護代】憲清から【神主東大夫】宛に打渡状が出された（資6-1543・1544・1545）。
- ⑫ 応永24（1417）年5月18日、【伊豆守護】上杉憲基が伊豆国南条郷内の浮橋村（現、伊豆の国市浮橋）の地を当社領として寄附。寄進状の旨に従い速やかに神主の沙汰とするよう、同日付で【上杉家奉行人】の連署奉書を以て【伊豆守護代】寺尾憲清へと伝えられ、4日後の同22日付で【守護代】憲清から打渡状が出された（資6-1579・1580）。

また、同年10月24日には、【鎌倉公方】足利持氏も天下安全と武運長久を願って武蔵国比企郡大豆戸郷（現、埼玉県比企郡鳩山町大豆戸）を寄附し、同日中に【関東管領】上杉憲基が奉書を以て寄進状の旨を守って速やかに三嶋社雑掌に沙汰させるよう、【武蔵守護代】長尾忠政へと命じ伝えている（資6-1599・1600）。

⑬ 応永25（1418）年8月3日、【上杉家奉行人】の連署奉書を以て【三嶋宮東大夫】に対して、長崎郷を元のように社家へと返付するので、当年より三か年の土貢は当社修理方に寄せるよう伝えられている。また、同日付の【上杉家奉行人】連署奉書が【伊豆守護代】大石道守宛に出され、治承4年10月21日・源頼朝の寄進状と建武2年12月11日・足利尊氏の判物によって明白なことから長崎郷を東大夫に沙汰させるよう、命じ伝えられた。これを受けて、同月27日には【伊豆守護代】大石道守から【三嶋宮東大夫】へと打渡状が出されている（資6-1606・1607・1608・1609）。

⑭ 長祿元（1457）年12月、「三嶋御神領」の相州東郡実田（平塚市真田）に【関東管領右筆（上杉家奉行人か）】力石右知の奉書を以て禁制が出される（資6-2290）。翌2（1458）年8月6日、康清（子細不明）により当社神領たる三福郷の年貢米借上免除と安堵が【神主】東大夫へと伝えられた（資6-2317）。

以下、①～⑭の関係事項に基づき、中世三嶋社領の構造的特徴等を整理・把握する。

まず社領の分布位置について、南北朝前期には鎌倉期と同じく国府南方の郷名が社領としてみられるが、南北朝中期には隣接する駿河国⁵²にも広がりを見せ、さらに室町期にかけて府中近隣地域も社領とされ、加えて伊豆国内でも距離のある伊豆半島南東部（賀茂郡）や相模国、武蔵国など、当社から遠方の地域にも社領のあったことがわかる。そのうち、長崎郷の地は頼朝以来、応永年間に至るまで三嶋社の社領として存在が認められることから、改めて中世三嶋社領の形成に頼朝の及ぼした影響が大きかったことが窺い知れよう。

また、南北朝初年から前期にかけては、足利尊氏が鎌倉時代以来の三嶋社領を保護するとともに新たに所領を寄進しており、その後の鎌倉公方や関東管領、伊豆守護等による寄進を以て、当社神領の拡充されていく様が見て取れよう。なお、社領寄進の施行に当たって関係史料には、南北朝期には目代と守護代の双方の名がみえ、国衙と守護所とが併存して機能していたことがわかるが、貞和3（1347）年3月以降は確認できなくなり、国衙の機能が守護所へと吸収・統合されたことが推定できる。上杉憲基については関東管領と伊豆守護を兼ねていたわけではあるが、社領寄進の実施に至る流れとしては概ね、

【寄進（寄進状）】 → 【施行（施行状・奉書）】 → 【打渡（打渡状）】

（将軍、鎌倉公方ほか） （関東管領、^{鎌倉府}政所執事、奉行人） （守護代）

の形であり、三嶋社側（神主代官・雑掌）への引き渡しの実務については、寄進者の意向が奉書（施行状）を以て守護代へと伝えられ、守護代が上意を遵行して引き渡させていた。

一方で、室町期以降は国衙の実質的な消滅も相まって、康安2（1362）年の矢田郷・郷司職を最後に、神主を「郷司」とする記事はみえず、神領一円を社家の管領とする、あるいは社領の下地の沙汰を神主代官（雑掌）にさせる、とある。こうした神主を領主とする一円的な所領ほか、社領の中には修理工料所や祭礼・祈祷の料所として寄附されたものも散見されるため、中世後期の三嶋社領の構造は、まさに本論冒頭で取り上げた井上氏の提示による「一円的な所領と散在所領との組合せ」の形であったことが明らかといえよう。

併せて、本論で取り扱った史料の一部に真偽に疑問が寄せられているのは前記の通りであるが、社領をめぐる相論に在っては三嶋社側の主張の正当を証する論拠とされていたことも

また、一定の事実であったことが判る。正文ではないとしても、そうした歴史を有する「証拠文書」として関係文書が果たしてきた重要な役割を、中世三嶋社領の考証を通じて確認できたのではないかと思う。

〔2〕中世三嶋社領の終焉と近世三嶋社領の成立

ここまで中世三嶋社領の形成と変遷、構造的な特質を論じてきたが、最後に、戦国期から江戸初期にかけての社領の概要についても示しておく。

戦国期、永禄2（1559）年成立とされる『小田原衆所領役帳』⁵³（後北条氏作成の分限帳。一門や家臣以下、諸役賦課の基準となる貫高を記したもの）では、「三嶋領」78貫文とされる社領の内に「長溝」「三嶋東分西分」「鶴喰」「安久」の名がみえる。長溝の比定地は未詳。「三嶋東分西分」の具体的な範囲は定かでないが、凡そ三島（国府域）を東西に分けた内の随所と思われる。鶴喰・安久は前記の通り、建武元年には足利尊氏から濫妨禁止を保障されており（「概要一覧」①）、遅くとも鎌倉末期以来、三嶋社領であったと考えられる。以上の事項から勘案すれば、戦国期の永禄年間、後北条氏の支配体制下でも、当社は以前と変わらぬ郷村が社領として安堵されていたと窺えよう。後北条氏の当社に対する社領政策は概ね、それまでの武家政権の姿勢を踏襲した形とみてもよいのではないだろうか。

このように、頼朝以来の影響を色濃く残した中世三嶋社領ではあったが、大きな転機を迎えることとなった。豊臣秀吉による小田原征伐後、伊豆国では後北条氏に代わって入国した徳川氏により、天正18（1590）年・文禄3（1594）年・慶長3（1598）年の三度にわたって総検地が実施され、これらの検地が近世的な体制への画期になったとする北島正元氏の指摘がある⁵⁴。当社領も検地の対象となったが、際して大きな変化をもたらしたのが神領の新たな区割りであろう。文禄3年2月、徳川家康より田方郡の内で330石が改めて社領として寄進され、江戸開府後の慶長9（1604）年9月には200石が増加された⁵⁵。徳川氏も三嶋社を保護する姿勢は歴代の為政者と変わりなかったといえる⁵⁶。ところが、社領として改めて割り当てられた地域をみると、三嶋社北側に接する社家村（宮後村とも。現、三島市大宮町の一部）は別としても、従前の三嶋社南域の郷村に代わって、新たに当社北方の壺町田村（現、同市壺町田）と、幸原村（同幸原町）、澤地村（同沢地）、川原ヶ谷村の各一部が三嶋明神領と定められ、南域には当社在庁が一部を支配する中島村（同中島）を残すのみとなった。三嶋社領の様相は茲に大きく変容し、田方郡北部の当社近隣へと集約される形に改められたことが見て取れる⁵⁷。この点、神領全体の地割は神主や筆頭禰宜の大村刑部大夫を除けば零細で、隷属的労働力の使用は考えられないとする指摘もあり⁵⁸、社家・下役人による手作りの利便性への配慮が、近隣地に集約された背景にあったのだろうか。

即ち、徳川氏は頼朝以来の歴代の武家政権・支配者と同じく当社を重んじ、祭祀や管理のために社領を保障する姿勢は基本的に変わらなかったが、社領の地域構成をみると異質なものであった。近世三嶋社領は家康による関東入国を契機に形成されたものである。中世武家社会に在っては鎌倉幕府以来、後北条氏に至るまで、頼朝や尊氏ほかの先例が重視されたのに対して、近世以降は神君・家康の先例が重視されていく。まさに豊臣政権下で土地の支配制度が大きく変容する中、文禄3年2月の家康による新たな社領寄進と検地・地割、開府後の加増を以て、頼朝以来の国衙領に由縁する中世的な三嶋社領は一部にその名残を留めつつも、名実ともに終焉を迎えたのである。

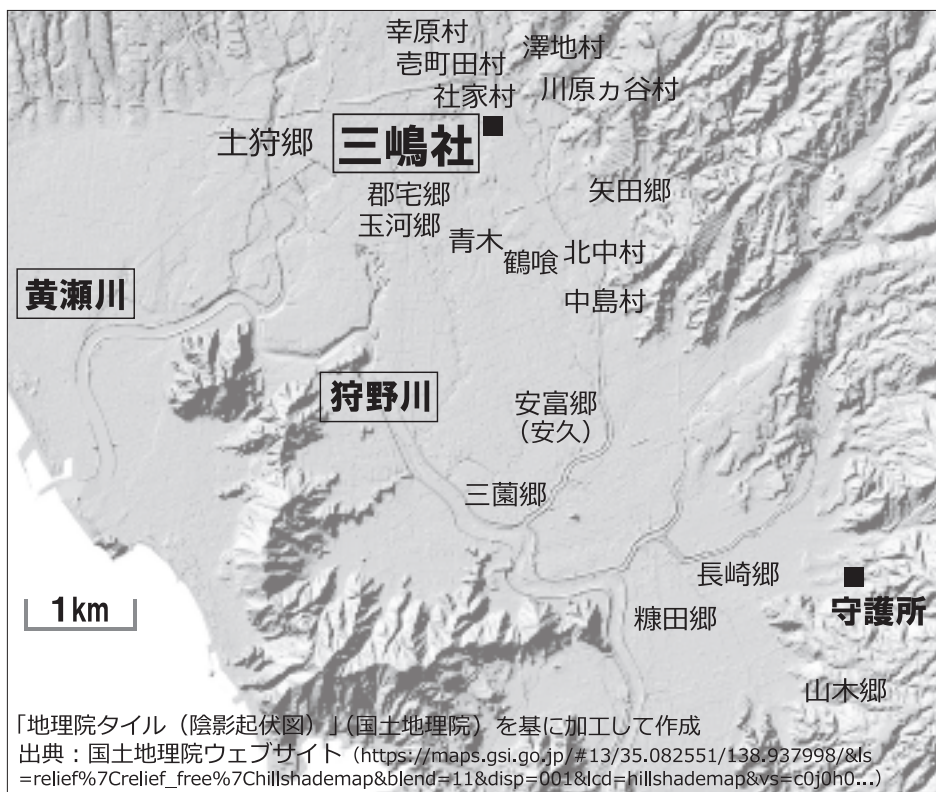


図3 三嶋社領（中世後期～近世）の分布図

5. おわりに

本論では神社史研究の立場から中世三嶋社領の形成過程と構造的特徴、管理実態などの解明を目的に、関係史料の整理・分析を中心に講究を試みてきた。南北朝・室町期の三嶋社領に関する詳しい分析や、後北条氏領国に於ける『小田原衆所領役帳』記載以外の三嶋社領の検討など、多くを課題として残してしまったものの、当社領の形成と展開とを凡そ把握できたように思われる。なお、同時期の当社神宮寺ほか仏教関連の料田・免田や寺領等については、また別稿にて論じる予定である。それでは以下、本論の内容についてまとめておこう。

まず当社での社領形成に関しては、治承4（1180）年に源頼朝が社領を寄進したことが直接的な契機となり、以降、中世社領が形成されるに至ったことは先学諸氏の指摘される通りであり、本稿でもこの点を深く掘り下げて考証につとめた。結果として、社領形態の一つである荘園制に根差した神社領知が中世三嶋社では確認できなかったが、その事由としては、

- (1) 惣社に由縁する一宮として国府に鎮座するため、国衙近くの鎮座地周辺を荘園として開発・所有する余地がなかった。
- (2) 惣社、即ち国衙祭祀の場であるという国司や国衙との密接な関係から、経済的な保証を得られており、荘園を保有して神社領知を行う必要もなかった。

といった事項が前段に在ったことが推定できよう。神社ごとの性質や位置付けに合わせて、社領の在り方にも当然相違があることは自明の理である。平安中期から同後期にかけて、国司以下、国衙の官人たちが国内の安寧と豊穡を祈念・感謝して伊豆国鎮守たる名神大社・三嶋神を奉斎するため、伊豆半島南東部の地から国府へと奉遷し、社壇を設けたとする当社創

建の由縁と経緯を鑑みれば、当社の祭祀齋行を知行国主や国司が保障し、祭祀の料物を国衙収入の内からの支弁にて賄うのは至極当然であった。その後、庄園と公領とを中心とした土地支配の制度が広まる中、相次ぐ政変や兵乱によって社会にも大きな混乱と動揺が生じるも、源頼朝による信仰と配慮を背景に、三嶋社は祭祀の料所に充てる所領を国衙領の内から認められることになった。即ち頼朝によって祭祀齋行のための財政的な基礎が確立し、改めて安定化が図られたのである。このような経済的な保護が、三嶋明神の加護による自勢力、後には政権の安寧と武運の長久を期していたことは言うまでもないことであろう。

そうした社領の具体的な管理の様態については、当社神主が郷司という国衙領の管理を担う行政職に補任されることで、その所当収入を得るという形がとられていた。郷司は立場上、国衙機構に属する行政職ではあったが、玉河郷の例からみてもわかる通り、郷司たる神主には郷内の所当の収納の沙汰が認められるなど大きな権限が与えられていた。さらに、当社の社領に於いては、地頭職に神主家親族を補任したり同職を一部停止したりするなどの配慮があったことも認められる。三嶋社は將軍家や執権・北条氏との緊密な関係の中で、その権威と庇護の下で社領の管理・経営に当たり、そこでの収納を財源として祭祀齋行・神社運営を図っていたのであろう。こうした神主の社領に於ける在地領主的な性格は、続く室町期以降に一層顕著になっていく。

また、足利尊氏も頼朝以来の先例を重んじて、当社を信仰し、その社領を篤く保護する。尊氏以降も先例に倣い、武家政権によって寄進と安堵が繰り返された。中世当社領の構造は寄進と安堵を通じて「一円的所領と散在所領との組合せ」の形に至るのである。ところが、文禄3年を契機に新たな社領が確定されると、先例は頼朝から神君・家康へと移り変わり、その後は近世を通じて大きな変化もみられずに近代へと至っている。古代には朝廷から信仰された地方の有力大社であり、また中世以降は武家政権より篤い崇敬を寄せられた当社であるため、その社領については、形成と展開、構造や管理ともに、時々の為政者との関わりの中で、社会制度を反映した典型的な事例であったように見受けられる。三嶋社領という、中世社会の形成と展開、終焉を鑑みることのできる一つの事例を論究できたところに、本稿の意義もあったのではないだろうか。

註

- 1 湯之上隆「伊豆国」（『中世諸国一宮制の基礎的研究』所収、中世諸国一宮制研究会編、岩田書院、2000年、159～160頁）、「三嶋大社」項（〔日本歴史地名大系22〕『静岡県の歴史』平凡社、2000年、103～107頁）、原秀三郎「三嶋大社の沿革と社家組織」（『地域と王権の古代史学』第3部第1所収、塙書房、2002年、449・450、457・458頁）。同稿の初出は（『三嶋大社関係文書目録－三嶋大社関係古文書調査報告書－』〔静岡県文化財調査報告書 第46集〕所載、1994年）をそれぞれ参照。三嶋社の神領・社領については、三嶋大社概要の一項目として既に整理されており、論考としても原秀三郎氏が当社沿革史の一端として触れている。こうした先行研究によって、古代朝廷による神戸・封戸の割り当て及び、中世以降の三嶋社領に関しては概括的な把握が可能といえる。一方で、詳細な様相についてはいまだ論じられてはいないため、この点の解明は本稿が目指すところである。
- 2 井上寛司「社領構成」（『日本中世国家と諸国一宮』第2章第2節、岩田書院、2009年）127～136頁。
- 3 小島鉦作『神社領知制の研究』（〔小島鉦作著作集第1巻〕吉川弘文館、1995年）1～54頁。小島氏は「神社領知」の概要に関し、中世の神社と社領とが一体となって荘園化し、自らを純然たる私領として院宮・権門・勢家等に寄せてこれらを本所・領家と仰ぎ、その権威と庇護との下に神社・社領の保全を図る

- に至ったこと、とする。神祇・神霊を奉斎する社地と神社運営の基盤となる社領とを単一支配の所領（荘園）とするもので、中世以降の荘園の著しい広がりという社会体制の変容を受けて成立した新たな神社の形態である。小島氏は地方の有力神社の相当数が自らを荘園化して中央の院宮・権門・勢家等に寄せたとするが、一方で「藤原氏が特別に崇敬し、久しきにわたってその神社の顕職を任命した大和国春日社・山城国大原野社・常陸国鹿島社・下総国香取社」のような、また「源氏の宗祀たる鶴岡八幡宮・菅根権現等は、荘園的・私法的管理とは異なるから、領知制の範疇には入らない」とも示されている。
- 4 伊藤邦彦「一宮・惣社の成立に関する基礎的考察」（『東京都立工業高等専門学校研究報告』12、1977年）65～75頁。
 - 5 前掲註¹『中世諸国一宮制の基礎的研究』を参照。同書では「社領」を含めた諸国の一宮・惣社ほか二三宮以下等の各社の概要が整理され、井上氏も同書において「社領構成」の概要を示しているが、さらに『日本中世国家と諸国一宮』での詳細な分析を通じて一宮社領の基本構造を論じている。
 - 6 原秀三郎氏によれば、三嶋大社が現在地に鎮座したのは、総社として国府の地に勧請されてからのことで、年代は明らかでないものの、凡そ平安中期の11世紀頃といわれているとし、本論でも後載する『吾妻鑑』のいわゆる頼朝旗上げ記事の冒頭から、同時期には三嶋社が現在地にあったことは疑いないとされる（同「三嶋大社の沿革と社家組織」（『地域と王権の古代史学』457頁）。
 - 7 神社領知制と三嶋社の関係については小島鉦作「東海道」（『神社領知制の研究』第3章第2節所収、63～75頁）を、伊豆国府・府中域における荘園の有無については「三島市」「田方郡」項（『日本歴史地名大系22』『静岡県の歴史』平凡社、2000年、127～129頁）をそれぞれ参照した。小島氏は同書中にて三か所ほど三島社（三島市）に言及しているが（三例とも補注内での引用、いずれも領知制に関連した文脈ではなく、一方で東海道の神社の事例を考証するに当たっては伊豆国と当社を取り上げておらず、当社が神社領知制を取っていたことが確認できなかったものと考えられる。
 - 8 岡田莊司「中世に於ける神社秩序の形成」（伊藤聡編『中世と3』『中世神話と神祇・神道世界』所収、竹林舎、2011年）54～64頁。
 - 9 古代の官社と神戸、祝部の関係については、塩川哲朗「古代祈年祭の祭祀構造」（『古代の祭祀構造と伊勢神宮』所収、吉川弘文館、2018年、15・16頁）に拠った。
 - 10 「天平十一年伊豆国正税帳」（『大日本古文書』2、東京帝國大學、1901年）199頁。
 - 11 神戸二処の対象となる神名については正税帳に明記がないものの、そのうちの一処を三嶋神とする見解は、井上辰雄「伊豆国正税帳をめぐる諸問題」（『正税帳の研究 律令時代の地方政治』所収、埼書房、1967年、349～390頁）に拠った。井上氏は伊豆国正税帳に関する考察のうちで神社と神税についても言及し、関係史料の検討を通じて、神戸二処とは三嶋神ならびに鏡作神であった可能性を提示されている。
 - 12 前掲註¹を参照のこと。
 - 13 『新抄格勅符抄』第十卷抄「神事諸家封戸・大同元（806）年牒神封部」（『新編国史大系第27巻』『新抄格勅符抄／法曹類林／類聚符宣抄／續左丞抄／別聚符宣抄』黒板勝美、國史大系編修會編、吉川弘文館、1965年）3頁。
 - 14 「主税寮上」（〔訳注日本史料〕『延喜式』中、虎尾俊哉編、集英社、2007年）960頁。
 - 15 前掲註¹を参照のこと。
 - 16 『源頼朝文書の研究』（〔史料編〕黒川高明編著、吉川弘文館、1988年）5頁。
 - 17 「三多大明神」は名義不詳。「三多」は「さんた」であろうか。「た」は「たう」に通じ、「たう」は「とう（島・嶋）」の歴史的仮名遣いでもあるため、「三多大明神」は「三嶋大明神」を示したとも考えられよう。
 - 18 治承四年五月廿六日丁丑条（『新編国史大系第32巻』『吾妻鑑』前篇、黒板勝美・國史大系編修會編、吉川弘文館、2000年）28～30頁。

- 19 伊豆国の知行国主は平清盛義弟・平時忠であり、兼隆はその目代であったという（『伊豆国』項『静岡県史』77頁）。『吾妻鑑』によれば廷尉（検非違使）であった兼隆は、その父・信兼の訴えにより伊豆国山木郷に配流された流人であったが、のちに平家一流の氏人であったことから朝廷で実権を握った清盛の威を借り（時忠から目代にされたことを指すか）、郡郷で威を輝かせたとされる（『吾妻鑑』前篇32頁）。
- 20 堤信遠を権守とするのは、『吾妻鑑』治承四年八月小十七日丁酉条（『吾妻鑑』前篇34頁）に拠る。
- 21 同八月十七日丁酉条『吾妻鑑』前篇34・35頁。
- 22 同八月十九日己亥条『吾妻鑑』前篇35・36頁。
- 23 五味文彦氏によれば「史大夫知親」は文筆で撰閲家に仕えた「中原知親」のことであり、伊豆の目代であった可能性が高いことを提示されている（同「『吾妻鑑』の筆法」^{増補}『吾妻鑑の方法（新装版）事実と神話にみる中世』第Ⅲ部所収、吉川弘文館、2018年、240頁）。
- 24 ここでの宣旨の条文は、先述した治承4年4月9日付の「高倉宮（以仁王）令旨」（『吾妻鑑』治承四年四月小廿七日壬申条）として記載されたものと、内容を大きく異にする。高倉宮令旨は清盛以下の平氏一流の不法・横暴を述べる処に始まり、以仁王の正当性と追討への与力を促している。さらに賛同に応じない場合は「清盛法師類徒」に准えて「死流追禁之罪過」を行う一方、戦功を挙げた場合には先ず諸国の使節（諸国に於ける以仁王の使者・代理人の意か）に預からせ、（平氏追討が成功して以仁王が）即位の後には勲賞（褒賞）を賜る、と記すに留めており、東国の莊園・公領を問わない沙汰（支配権）については見て取ることができない（『編纂国史大系第32巻『吾妻鑑』前篇、黑板勝美・國史大系編修會編、吉川弘文館、2000年、28・29頁、34～36頁）。
- 25 本文書については八代國治氏が『吾妻鑑』研究の一環として誤謬を検討する中で、その内容と「親王宣旨」という表記から、後の製作に係るものであると指摘される。また、後掲の【史料2】『吾妻鑑』治承四年十月廿一日癸庚子条の内に収められた文書についても、様式・文言・書判の位置のすべての点から疑わしいものとし、【史料1】～【史料4】として本論に掲載した頼朝文書についても研究を要するものと評している（同「吾妻鑑の誤謬」『吾妻鑑の研究』第7章所収、明世堂書店、1941年、131～182頁）。また黒川高明氏も頼朝文書研究の中で、編年順に従い「源頼朝袖判下文」（本稿での【史料1】）を最初に考証し、形式から「正しい袖判下文とは言い難い文書—偽文書または疑問のある文書—」とする。続けて「親王宣旨」に係る文章についても、偽文書とする八代氏の説を支持し、頼朝の権限については疑問を呈されている（同「源頼朝文書における疑偽文書について」『源頼朝文書の研究 研究編』所収、吉川弘文館、2014年、2～5頁）。一方で石井進氏は頼朝・幕府と国衙の関係に関する論考の中で、拳兵後の事例から頼朝が東国諸国の在庁を支配下にくみ入れ、そのあらゆる機能を利用・駆使して軍事的勝利を勝ちえたとし、そうした国衙機構を自己の支配下にくり入れる「唯一最高の旗印」であった「以仁王令旨（親王宣旨状）」や「関東事施行始」とされる文書については、偽文書とする八代氏の指摘に留意しつつも、関係論考と同時代史料の整理・検討を通じて、「以仁王自身によって発せられたものかどうかは別として、ともかくも当時の東国にひろく流通し、効果を発揮したもの」として『吾妻鑑』に収録されたと論じられている（同「幕府と国衙と関係の歴史的展開」『日本中世国家史の研究』第6章所収、岩波書店、1984年、290～348頁）。また近年、五味文彦氏は研究の進展によって「親王宣旨」の引用文が信頼性のある文章とみなされるようになってきたとする。本論で【史料2】として載せた頼朝文書についても、後世に作られた可能性は高いと見られるとしつつも、その作成の契機が永仁の徳政令を契機とした神領保護の主張であり、濫妨排除のために提出された証拠文書などが『吾妻鑑』編纂の際に引かれた可能性を提示されている（同「『吾妻鑑』の筆法」^{増補}『吾妻鑑の方法（新装版）事実と神話にみる中世』所収、238～243、297～299頁）。なお、ここで取り上げた史料との直接的な関係はないが、原秀三郎氏は矢田部家文書のうち康和5（1103）年11月「伊豆国司庁宣」と嘉祥3（1108）年正月25日「伊豆国司庁宣」に関して、従来真偽に疑いが挿まれていたが、神主家内の争論に関連して作成された可能性があるとして、両文書が「証拠文書」であった可能性を提示されている（同「三

- 嶋大社の沿革と社家組織』（『地域と王権の古代史学』）459・460頁。以上のような先学諸氏による考証・検討を整理すると、【史料1】や「以仁王令旨（親王宣旨状）」、「関東事施行始」の下文については、形式や内容から、当時の文書そのものであるとするのは難しいが、裁判に於ける「証拠文書」としての必要性から作成あるいは整えられたものであったとも考えられ、内容については検討の余地があるけれども、当時の事実を一定程度反映した、または裁判にて証拠たり得るような効果を持っていた可能性があるもの、といえるのではないだろうか。形式に疑義が呈されているのは前述の通りであるが、権利を証する「証拠文書」としての性質は【史料1】【史料2】【史料4】も同じであるといえ、詳しくは後述するが、【史料5】として取り上げる『吾妻鑑』の記事と照らしても内容的に整合性が取れていることから、本論ではこれら文書・記事については事実を一定程度反映した、または裁判にて証拠たり得るような効果を持つ史料として取り扱い、概ね記載に則して論述を進めるものとする。
- 26 『静岡県史』では三嶋社への社領寄進について、走湯山への所領寄進に続けて「また同日、頼朝が三嶋社の神主宮盛方に、伊豆国田方郡の三蘭・川原谷両郷を支配するよう命じた下文も伝来している（『資料編中世1-5号』）。二通の古文書が当時の正文かどうか、疑問もあるが、兼隆討滅の直後、走湯権現や三嶋社のような伊豆国の有力寺社に対し、頼朝がこのような行動をとった可能性は大きい」として、肯定的に評している（『静岡県史』〔通史編2 中世〕静岡県、1997年、3～9頁）。
- 27 前掲註²⁵ 石井進『日本中世国家史の研究』295頁。石井氏は頼朝による東国国衙の事実的支配が見事に進行していった理由として、伊豆目代・山木兼隆も含めた東国の事例を引き合いに出しながら、「中央の国司の代表として現地に下向していた目代と、領主化していく在庁官人との間の対立・抗争の契機をとらえ、目代の討滅と在庁ら領主層の所領安堵をスローガンとして在庁を結集し、御家人に組織したことを挙げ、さらには前掲註²⁵でも触れたように、「以仁王令旨」によって東国の庄園・公領の支配を委ねられたと主張していた事実注目されており、筆者もそうした石井氏の説を支持したい。
- 28 前掲註¹⁸に同じ。
- 29 『公卿補任』第二篇（〔關国史大系第54巻〕黑板勝美・國史大系編修會編、吉川弘文館、2001年）83頁。時兼は信国の子で、坊官（同年2月に即位した安徳天皇の東宮職）を賞する形での補任であったとみえる。当時の年齢は従三位に叙された天福元（1233）年が68歳と記載されたのに拠る。
- 30 同時期の遙任（守介）以下、任用国司（掾目）に関する在り様は窺えない。静嘉堂文庫所蔵「百家系図」⁶「石井系図」及び善堂文庫所蔵「百家系図」⁵³「住友（伴氏）系図」に拠れば、北条時政の母方の曾祖父・為重は伊豆大掾、祖父・伴為房は伊豆掾であったとされる。為房以降の伊豆掾は不明であるが、時政の伯父・為行は石井姓を、為行弟の為平は大川姓をそれぞれ称しており、在庁官人として伊豆国内での定着化を図ったものとも推察される。なお、時政の従兄弟に当たる石井四郎太夫為安（為行子息）は富士巻狩の時に大猪を射ち、また頼家の時代に伊豆目代になったとあり、その子・範安は伊豆七嶋目代（大嶋目代）とみえる。『吾妻鑑』等に確認できず詳細は定かでないが、時政の縁戚として頼朝に与し、以後は北条氏による引き立てがあったとも推察される。（『静岡県史』〔資料編4 古代〕静岡県、1989年、1117～1119頁）。
- 31 『吾妻鏡』前篇53・54頁。
- 32 或いは、御祈禱のための公平（くびょう・年貢）として安堵（保障）した、とする意であろうか（「くびやうクビョウ【公平・公并】」項『角川古語大辞典』角川書店、1984年、223頁）。
- 33 十月廿日己亥条・同廿一日庚子条『吾妻鏡』前篇52・53頁。
- 34 『源頼朝文書の研究』10頁。
- 35 『源頼朝文書の研究』14頁。
- 36 『吾妻鏡』前篇149頁。
- 37 神主・盛方と神主・盛成の関係については、拙稿「伊豆三嶋社の西大夫家について—「伊豆國三嶋神主家系圖」の翻刻と解題に寄せて—」（『神道研究集録』第23輯、2009年、103～144頁）及び、同「中世伊豆国三嶋社の社家組織について—神主職継承に関する問題を中心に—」（『神道宗教』第225号、神道宗教学会、2012年、33～61頁）に於いて把握を試みており、そちらを参照されたい。

- 38 「間宮庄・間宮郷」項（〔日本歴史地名大系22〕『静岡県の歴史』132頁）参照。「馬宮庄」とも。九条家領であったが、頼朝によって治承・寿永の乱の初期頃に走湯山へと寄進されてしまったとする。
- 39 『鎌倉遺文』（〔古文書編 第6巻〕竹内理三編、東京堂出版、1974年）77・78頁。
- 40 元久二年七月大 十四日甲戌条、同十五日乙亥条、同十九日己卯条、同廿三日癸酉条、同廿四日甲申条、同廿六日丙戌条『吾妻鏡』前篇619・620頁。
- 41 承久二年二月条『吾妻鏡』前篇761・762頁。
- 42 安貞二年三月条（〔新編〕国史大系第33巻）『吾妻鑑』後篇、黑板勝美・國史大系編修會編、吉川弘文館、2000年）69頁。
- 43 東京大学史料編纂所蔵「伊豆国造伊豆宿禰系譜」（「矢田部家文書」のうち。影写本、【請求記号】3071.54-91）および筑波大学附属図書館蔵「伊豆国三嶋神主家系図」（註³⁷拙稿「伊豆三嶋社の西大夫家について—「伊豆国三嶋神主家系図」の翻刻と解題に寄せて—）を参照。神主家の系図については「伊豆・矢田部」として概略が『古代豪族系図集覧』（近藤敏喬、東京堂出版、1993年、297・298頁）に収められているので、併せて参照されたい。
- 44 奥富敬之「鎌倉末期・東海道宿駅地域の地頭—相模・伊豆・駿河の分—」（『続荘園制と武家社会』所収、竹内理三博士古希記念会編、吉川弘文館、1978年）274・275頁。
- 45 文治元年八月廿九己卯条『吾妻鏡』前篇116頁。
- 46 建長年間に「伊豆前司」の「若槻頼定」名がみえ、同年間以前には河内源氏の流れを汲む頼定が伊豆国司であったと知れるが、補任された年月は不詳である（建長五年八月小十三日己未条・同六年正月小一日乙亥条・同八年正月廿九己卯条『吾妻鏡』後篇553、574、598頁）。
- 47 安貞元年五月二日戊辰条『吾妻鏡』後篇55頁。「武州分駿河伊豆両国役等」に於いて出挙を召したとする記事が載せられており、同時期の駿河と伊豆の両国は、将軍（九条頼経）の知行権の下で武州（泰時）が国司に任じられていたものとわかる。
- 48 福田豊彦「守護」項（『国史大辞典』第7巻所収、吉川弘文館、1986年、338～361頁）を参照。
- 49 前掲註⁴⁴ 奥富論文。奥富氏は川原谷郷には在地領主的な存在である三嶋神職家とは別に地頭が置かれていたと考え、地頭には当地の設営者たる「狩野新左衛門尉」を想定する。そこから、当郷が得宗家被官領であったとされている。
- 50 石井氏は前掲註⁴⁷にみえる、泰時による伊豆国知行は認めつつも、仁治2（1241）年に「五条坊門大納言」の知行国とする記事があることや、鎌倉末期に至るまで公家側の知行に属したことを示す史料が少なくないことから、将軍家による永代知行は実施されていなかったと指摘される（同『日本中世国家史の研究』270頁）。石井氏の提示にある「五条坊門大納言」に該当する人物としては、権大納言の坊門忠信が考えられる。忠信は後鳥羽上皇の有力な近臣で、妹は将軍・実朝の室であった。実朝の死後、承久の兵乱では捕えられて鎌倉へと送られるが、死罪は免れ、都への帰路にて出家したという（『公卿補任』第二篇、37頁）。なお、『吾妻鑑』嘉禎四（1238）年五月小五日己卯条に泰時に謁見を求めた人物として「坊門大納言入道」の名がみえ、「忠清」とあるが、忠信弟の忠清は従四位上に留まったため、「忠信」の誤記と考えられる（『吾妻鑑』後篇223頁）。いずれにしても坊門忠信の状況を鑑みれば、かつて妹婿の実朝存命時は縁あって伊豆国知行に係る何らかの権限を一時有していたとも考えられるが、他の知行国や所領と同じく既に没収・喪失していたものと思われ、同時期の伊豆国衙では北条氏の意向が強く及んだものとみて差し支えないだろう。
- 51 『静岡県史』（〔資料編6 中世2〕静岡県、1992年）。
- 52 鎌倉末期の嘉暦2（1327）年には鮎沢御厨のうち、下和田（現、裾野市下和田）を三嶋社神主領として相伝するとした記録がみえたとされ、同時期には既に伊豆国外へと神主の権益が広がっていたとも思われる（「裾野市」項『静岡県史』132頁）。
- 53 内閣文庫蔵「小田原衆所領役帳」（『新編』埼玉県史）〔資料編8 中世4付録〕所収、埼玉県、1986年）71頁。
- 54 北島正元「検地と農民支配」（『江戸幕府の権力構造』第2章第2節所収、岩波書店、1964年、224～

259頁) 参照。

- 55 拙稿「伊豆国三嶋社の社家組織について」(『國學院大學大学院紀要—文学研究科』42輯、2011年) 67～92頁。近世三嶋社の社家組織の検討に際して社領配分の整理も行っているため、併せて参照されたい。
- 56 文禄三(1594)年二月「徳川家康社領寄附黒印状写」、同年十月「徳川家康寄進神領地割状」(『静岡県史』〔資料編9 近世1〕434・436号、静岡県、1992年) 1018頁・1019頁。
- 57 慶長九(1604)年十月「井出正次神領打渡手形」(『静岡県史』〔資料編9 近世1〕437号) 1019頁、元禄十五(1702)年七月「諸国郷帳」(『静岡県史』〔資料編9 近世1付録郷帳〕所収、233～243頁)。同「伊豆国郷帳」の領分付である本資料によれば、社家村と壺町田村は三嶋明神領、沢寺(澤地)村と幸原村および川平(原)ヶ谷村はそれぞれ相給の形で三嶋明神領であったことが判る。相給であって一円所領の形態ではなかったものの、中世以来の社領としては川原ヶ谷村のみが、近世の三嶋明神領にも留められていたといえよう。
- 58 前掲註⁵⁴北島論文。北島氏は伊豆国の事例として三嶋明神領を取り上げ、文禄3年7月の検地帳の分析を通じて、同帳に於ける登録者ほか、神領全体の土地所有からみた階層関係や地割など、近世三嶋社領の構造的な特徴を論じられている。

【付記】

本稿所載の図1・図3の作成に当たり、高橋あかね氏(國學院大學大学院特別研究生)よりご助言を賜った。記して感謝申し上げたい。